イ　ア以外の劇場，音楽堂等にあっては，必要な専門的人材が配置されている劇場，音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより，専門的助言を得られる体制を確保すること。

ウ　その設置又は運営する劇場，音楽堂等と大学等との連携・協力に当たっては，実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視すること。このため，劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等の専門的人材が劇場，音楽堂等の施設等も活用しつつ，大学等における授業を行うことなどの取組を行うこと。また，学生が劇場，音楽堂等において専門的な業務を体験する効果的なインターンシップの実施を検討するとともに，将来的には連携大学院制度等の活用等も検討すること。

⑵　設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，当該劇場，音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定，確保の方法，職制等を明確にし，専門的人材を配置するとともに，各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的を実現し，運営方針を踏まえた劇場，音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては，より質の高い事業を継続的に実施する観点から，年齢構成に配慮しつつ，分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置すること。また，劇場，音楽堂等の事業を管理運営する能力を有する専門的人材を配置するに当たっては，質の高い事業を実施するため，各事業間相互の連携が図られるよう配慮すること。

イ　ア以外の劇場，音楽堂等にあっては，必要な専門的人材が配置されている劇場，音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位，配置方法等を検討するとともに，職制を整理し，専門的人材の効果的な配置及び充実を図ること。

⑶　設置者又は運営者は，その設置する劇場，音楽堂等を適切に運営するため，関係機関と連携・協力しつつ，職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めるものとする。

4　普及啓発の実施に関する事項

⑴　設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，当該劇場，音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し，関係事業を適切に実施するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　実演芸術の公演等の鑑賞機会の提供にとどまらず，利用者が参加する取組を行うこと。その際には，利用者の実演芸術に対する関心及び実演芸術に関する活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫すること。

イ　利用者等に対し，実演芸術に親しむ機会を広く提供するため，積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設けるとともに，教育機関，福祉施設，医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ，年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること。

⑵　設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等を活用し，特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　地方公共団体その他の学校の設置者，教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして，地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行うこと。

イ　実演芸術団体等と連携・協力し，学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行うこと。

5　関係機関との連携・協力に関する事項

設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の活性化を図るため，他の劇場，音楽堂等，実演芸術団体等，教育機関等との連携・協力を積極的に進め，当該劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ，長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し，必要に応じ，合意した事項を協定等の形で文書化し，定期的に連携・協力する内容の見直しを行うこと。

イ　近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず，所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと。この場合において，特定の事業の領域において高い実績を有する劇場，音楽堂等にあっては，当該事業の領域における専門的知見を他の劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど，広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれること。

ウ　利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から，他の劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し，共同制作，巡回公演，技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに，施設の効果的な活用等について検討すること。

エ　国立劇場及び新国立劇場にあっては，実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場，音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場，音楽堂等にあっては，国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること。

6　国際交流に関する事項

設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的，運営方針，実態等を勘案しつつ，実演芸術に関する国際交流を推進するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の所在する地域に居住する外国人，訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと。

イ　必要に応じ，海外の劇場，音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し，人的交流や情報交換を行うほか，一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行うこと。

ウ　必要に応じ，海外の劇場，音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して，海外公演の実施，国内への公演の招致，国際共同制作等を行うこと。

7　調査研究に関する事項

設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の充実を図るため，実演芸術の動向，事業の効果，利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努めるものとする。